

サーバ管理型乗車券取扱規則

第1章 総則

第1条	目的	1
第2条	用語の意義	1
第3条	適用範囲	2
第4条	契約の成立時期および適用規定	2
第5条	規則等の変更	2
第6条	旅客の同意	3
第7条	利用環境の整備、費用	3
第8条	スルッとQRttoの取扱時間	3
第9条	利用の制限または停止	3

第2章 発売

第10条	アカウントの取得	4
第11条	本サービスの使用方法	4
第12条	発売額	4
第13条	発売期間	4
第14条	有効期間	4
第15条	購入方法	5
第16条	購入枚数	5
第17条	払いもどし	5

第3章 利用

第18条	施設利用券の利用	6
第19条	有効区間	6
第20条	使用方法	6
第21条	使用上および入出場の制限	6
第22条	制限または停止	7
第23条	利用上の注意	7
第24条	乗車券管理サーバのサービス提供	7
第25条	紛失等の事由による取扱い方	7
第26条	購入済み商品および利用履歴の確認	8
第27条	効力	8
第28条	分配	8
第29条	再発行	9
第30条	乗車変更	9

サーバ管理型乗車券取扱規則 目次

第 31 条	無効となる場合	9
第 32 条	不正使用等に対する旅客運賃、増運賃の收受等	9
第 33 条	同一駅で出場する場合の取扱方	9
第 34 条	列車運行不能または遅延によりチケットが不要となった場合の取扱方	10
第 35 条	列車運行不能または遅延の場合における旅客の取扱方	10

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、神戸電鉄株式会社（以下「当社」という。）が、入出場情報をサーバ上に電子式証票として管理するための識別番号が記録された媒体を乗車券として、当社線または当社線と連絡運輸の取扱いをする連絡会社線に跨って乗車する旅客の運送等について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便性向上と事業の能率的な遂行を図ることを目的とします。

2 前項に定める識別番号とは2次元バーコードの識別情報をいいます。

(用語の意義)

第2条 この規則におけるおもな用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとし、この規則に特に定めのないものについては、旅客営業規則に定める規定によるものとします。

- (1) 「当社線」とは、社の経営する第一種鉄道線をいいます。
- (2) 「スルッと QRtto (クルット)」とは、株式会社スルッと KANSAI が運営する販売サイト、登録ユーザの情報および利用履歴等を管理する仕組みの総称をいいます。
- (3) 「スルッと QRtto 利用規約」とは、株式会社スルッと KANSAI が提供するスルッと QRtto の提供条件等について株式会社スルッと KANSAI が制定したものをいいます。
- (4) 「本サービス」とは、この規則の定めるところによりスルッと QRtto を利用することまたは外部システムで発売された商品で受けられるサービス等をいいます。
- (5) 「サーバ管理型乗車券」とは、情報端末と入出場情報を組み合わせたものをいいます。
- (6) 「施設利用券」とは、施設などを運営する事業者が提供する入場券または当該施設利用にかかわる割引サービス等をいいます。
- (7) 「チケット」とは、サーバ管理型乗車券またはサーバ管理型乗車券と施設利用券を組み合わせで販売されるものをいいます。
- (8) 「情報端末」とは、インターネットに対応したスマートフォン等の情報端末（一部を除く。）をいいます。
- (9) 「対応端末機」とは、チケットに対応した読取端末機をいいます。
- (10) 「登録ユーザ」とは、「スルッと QRtto 利用規約」に定める事項に同意のうえ、スルッと QRtto に自らの情報を登録し、スルッと QRtto が提供するサービスを購入または使用する個人をいいます。ただし、チケットを受け取るためのコードとともに発行されたログインID およびパスワードによりログインしてチケットを利用する場合は、ログインしたことによって登録ユーザとみなすものとします。
- (11) 「同行者」とは、第20条に定める方法により改札を通過する登録ユーザ以外の旅客をいいます。
- (12) 「乗車券管理サーバ」とは、チケットの情報端末、入出場情報、商品内容等を管理するサーバをいいます。
- (13) 「システム」とは、乗車券管理サーバとスルッと QRtto の総称をいいます。

- (14) 「外部システム」とは、スルッと QRtto と連動した商品を販売することができる販売サイトをいいます。
- (15) 「購入情報等」とは、チケットの購入日時、商品名、購入額等の情報をいいます。
- (16) 「分配券」とは、登録ユーザが、自ら一括で購入した複数枚のチケットのうち、第三者に電子メール、SNS 等を通じて送信したものをいいます。

(適用範囲)

- 第 3 条** この規則は、インターネットが使用できる環境において、スルッと QRtto または外部システムにおいてあらかじめスマートフォン等により購入された商品のうち、当社の乗車券等の取扱いについて定めるものとする。
- 2 チケットによる当社線にかかる旅客の運送等に関する契約については、この規則が適用され、契約の内容となる。
 - 3 チケット利用が可能な社局線内のうち、当社線以外の運送等の取扱いについては、当該社局の定めるところによる。
 - 4 この規則に定めのないものについては、次の各号に定めるとおりとし、本項第 1 号と同項第 2 号で異なる内容を定めるものは、同項第 2 号が優先して適用されるものとする。
 - (1) スルッと QRtto 利用規約
 - (2) 当社が定める旅客営業規則等

(契約の成立時期および適用規定)

- 第 4 条** スルッと QRtto で発売されたチケットにかかる登録ユーザとの運送契約の成立時期は、登録ユーザ自らが情報端末で操作を行い、購入内容等をシステムに送信し、システムがその情報を受信した後、購入情報等をもとにシステムに乗車券情報を配信完了した時に売買契約および運送契約が成立するものとします。
- 2 第 28 条の規定により、登録ユーザからチケットを受け取った第三者および同行者は、前項により成立した契約の内容に同意したものとみなします。
 - 3 外部システムで発売されたチケットの運送契約の成立については、当該外部システムにおいて特に定める場合を除き、前各項の規定に準ずるものとします。
 - 4 前項の規定によって契約の成立した時以降における取扱い、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規程の定めるところによります。

(規則等の変更)

- 第 5 条** この規則およびこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更することがあります。

(旅客の同意)

第6条 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(利用環境の整備、費用)

第7条 旅客は、チケットを使用するための環境（情報端末とその情報端末をインターネットに接続するための環境等）を自身で整えるものとします。

- 2 旅客がチケットを使用するために環境を整備する費用は、旅客が負担するものとします。
- 3 旅客がチケットを使用するために整備した環境（情報端末および情報端末をインターネットに接続するための環境等）の不備（情報端末の障害や通信事業者もしくはプロバイダーの通信回線障害、システム障害等）に起因した旅客の損害等について、当社は一切の責任を負いません。

(スルッと QRtto の取扱時間)

第8条 スルッと QRtto の取扱時間は午前3時00分から翌日の午前2時59分までとする。ただし、メンテナンス時間を除くものとします。

- 2 前項に定めるメンテナンス時間は、株式会社スルッと KANSAI が定め、あらかじめ告知するものとします。

ただし、予告なく変更することがあるほか、緊急その他やむを得ない事情により、予告なくメンテナンスをすることがあります。

- 3 この規則における時間は、日本標準時間を基準とします。

(利用の制限または停止)

第9条 当社は必要により、予告したうえで、スルッと QRtto の取扱時間を制限または停止することができるものとします。

- 2 前項の規定により、スルッと QRtto の取扱時間を制限または停止する場合はその旨を告知するものとします。

- 3 第1項に基づく取扱時間等の制限または停止に伴い発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第2章 発売

(アカウントの取得)

第10条 チケットの利用には、「スルッと QRtto 利用規約」に定める事項を同意のうえ、メールアドレスおよびパスワード等、登録に必要な情報の入力によるスルッと QRtto の初回登録をする必要があります。

(本サービスの使用方法)

第11条 スルッと QRtto を使用するにあたりアカウント取得時に登録したメールアドレスおよびパスワードを入力の上、初回使用時は登録に必要な情報を入力することで本サービスを利用することができます。

(発売額)

第12条 スルッと QRtto にて当社が発売するチケットの発売額は、その都度定めるものとします。

(発売期間)

第13条 スルッと QRtto にて当社が提供するチケットの発売期間は、その都度定めるものとします。

(有効期間)

第14条 スルッと QRtto にて当社が提供するチケットの有効期間は、商品毎に定めるものとします。

- 2 発売当日限り有効のチケットにおける有効期間は、購入された当日の午前3時00分から翌日の午前2時59分までとします。
- 3 使用日が指定されているチケットの有効期間は、指定された日の午前3時00分から翌日の午前2時59分までとします。
- 4 使用日が指定されていないチケットの有効期間は、登録ユーザの操作により使用開始の意思表示をした日の午前3時00分から翌日の午前2時59分までとする。
- 5 使用できる時間が限定されたチケットの使用期限は、情報端末の画面に表示する「使用開始」ボタンを登録ユーザが押した時刻からチケット毎に定められた時間内とします。

(購入方法)

- 第 15 条** 商品を購入する際の支払い方法は、「スルッと QRtto 利用規約」に定める決済方法のみとする。
- 2 クレジットカードが有効期限経過、解約または通信不良等により使用できない場合、クレジットカード決済による購入はできません。
 - 3 クレジットカードの使用にあたっては、クレジットカード会社が定める会員規約等の定めに従うものとします。
 - 4 スルッと QRtto で商品の購入が完了した場合、株式会社スルッと KANSAI から電子メールにより通知するものとします。この場合、登録ユーザは当該通知を受領したものとみなします。
 - 5 第 1 項の規定にかかわらず、外部システムにおいて当社が発売する商品を購入するときの取扱い、当該外部システムの運営会社が定めるところによります。

(購入枚数)

- 第 16 条** 登録ユーザは複数の商品を一括で購入することができるものとします。なお、一括で購入できる上限数は当社がその都度定めるものとします。

(払いもどし)

- 第 17 条** 当社が発売するチケットは、有効期間終了前かつ未使用の場合に限り、購入者自身による情報端末の操作により、払いもどしを請求することができます。
- 2 前項に規定する払いもどしの請求は、チケットの購入単位で 1 回に限り行うことができます。また、前条の規定により複数の同一チケットを一括で購入した場合は、すべてのチケットを同時に払いもどしするため、チケットを分配している購入者は、あらかじめ当該チケットを回収しなければなりません。
 - 3 チケットの払いもどしを行う場合、当社は当該チケットに定められた払いもどし手数料を購入者から収受する場合があります。
 - 4 チケットの払いもどしを行う際の返金は、チケット購入時の決済方法によるものとし、前項に規定する払いもどし手数料を差し引いたうえで行います。返金の取扱いについては、クレジットカード会社が定める会員規約等の定めによるものとします。
 - 5 払いもどしが完了した場合、「スルッと QRtto」に登録されているメールアドレスに対して、株式会社スルッと KANSAI が電子メールで通知します。この場合、購入者は当該通知を受領したものとみなします。
 - 6 第 1 項の規定にかかわらず、外部システムで購入したチケットの払いもどしに関する取扱い、当該外部システムの運営会社が定めるところによります。

第3章 利用

(施設利用券の利用)

第18条 商品のうち、施設利用券の使用方法については、施設利用券を提供する事業者の定めるところによります。

(有効区間)

第19条 チケットを使用することができる有効区間は、当社がその都度定めるものとします。

(使用方法)

第20条 チケットを用いて乗車するときは、各駅相互間の乗車を目的とし、対応端末機等による改札を受けて入場し、同一のチケットにより対応端末機等による改札を受けて出場しなければなりません。

2 第16条の規定により購入した複数枚のチケットを、第28条に定める分配を行わず対応端末機等による改札を受ける際、同行者1人に対し1券片のチケットを対応端末機等による改札を受けて通過するものとし、同行者の人数分、同じ方法を繰り返すものとします。

3 前項の規定による同行者は、登録ユーザと同一列車により旅行しなければなりません。この場合、旅客営業規則第12条の規定にかかわらず、登録ユーザが代表して同行者の乗車券を所持しているものとみなします。

(使用上および入出場の制限)

第21条 1回の乗車につき、2以上のチケットを同時に使用することはできません。

2 入場時に使用したチケットを出場時に使用しなかった場合は、当該チケットで再び入場することはできません。

3 チケットの破損、対応端末機等の故障または停電等により対応端末機等によるチケットの読み取りが不能となったときは、チケットは直接、対応端末機等で使用することができません。

4 乗車以外の目的で駅に入出場することはできません。

5 当社線での利用を制限されたチケットは、使用することができません。この場合、乗車駅入場後であっても、降車駅において出場はできません。

6 他の乗車券と併用して使用することはできません。また他社線とまたがる乗車であって、他の乗車券が接続駅まで有効なものであっても併用して使用することはできません。

7 有効期限の定めがあるチケットは、その有効期限を超えて使用することができません。

8 偽造、変造または不正に作成されたチケットを使用することはできません。

(制限または停止)

第 22 条 登録ユーザの運送等の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、次の各号に掲げるチケットによる当社線の取扱制限または停止をすることがあります。

- (1) 乗車区間、乗車経路、乗車方法、入出場方法もしくは乗車する列車等の制限
- (2) 発売または再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限または停止
- 2 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。
- 3 本条に基づくサービスの取扱制限または停止に対し、当社はその責を負いません。

(利用上の注意)

第 23 条 スルツと QRtto または外部システムおよび2次元バーコードが所定の仕様に従って適切に表示されることを前提とし、チケットの表示不良その他情報端末の設定環境に起因する不具合により生じた登録ユーザの損害に関して一切補償しないものとします。

- 2 当社に起因しない通信環境の不具合等により、本サービスを使用できない場合に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

(乗車券管理サーバのサービス提供)

第 24 条 当社は、次の各号に定める場合、旅客に通知することなく乗車券管理サーバのサービス提供を中止、中断、または変更することがあります。

- (1) 乗車券管理サーバもしくは通信回線の保守メンテナンスを行う場合
- (2) 乗車券管理サーバの障害、通信事業者もしくはプロバイダーの回線障害、その他システム障害等により乗車券管理サーバのサービス提供が困難な場合
- (3) 地震、火災、水害、停電、暴動、軍事行動、その他の非常事態等により、乗車券管理サーバのサービス提供が困難な場合
- (4) その他サービス運営上、乗車券管理サーバのサービス提供を中止・中断・変更する必要があると当社が判断した場合
- 2 前項の各号において、乗車券管理サーバのサービス提供が中止・中断・変更されたことにより旅客が受けた不利益について、当社は一切の責任を負いません。

(紛失等の事由による取扱い方)

第 25 条 入場後、チケットを紛失等の事由により対応端末機等で読み取りできない場合、入場駅から出場駅までの普通旅客運賃を収受します。

- 2 チケットの紛失に対し、当社はその責を負いません。

(購入済み商品および利用履歴の確認)

- 第 26 条** 登録ユーザは、乗車券管理サーバと接続する Web サイト等において、チケットの購入情報および利用履歴等を、情報端末の画面にて確認することができます。なお、利用履歴の内容は、チケットを使用して対応端末機等により入出場を行った場合の利用月日および利用区間等とします。
- 2 登録ユーザは自身の情報端末の操作により商品の購入、使用、払いもどしおよび分配を行った履歴を購入日の属する月から翌年の同月末まで確認することができます。

(効力)

- 第 27 条** 登録ユーザは、チケットを使用する場合、登録ユーザ自身が必ず情報端末を携行し、その情報端末の画面に表示された購入情報等に指定された内容に限り、使用することができます。
- 2 情報端末の故障、充電切れ等により、購入情報を情報端末に表示できない場合は、チケットを使用することができません。
- 3 前項の場合、旅客営業規則第 3 条に定める旅行開始駅から旅行終了駅までの普通旅客運賃を現金で支払うものとします。

(分配)

- 第 28 条** 登録ユーザは第 16 条の規定により自らが一括で購入した複数枚のチケットの一部を、有効期間終了前かつ未使用の場合に限り、以下の手順により第三者に分配することができます。
- (1) 分配するチケットを選択
- (2) 第三者に送信する方法を選択
- (3) 選択することで取得する URL を電子メール、SNS 等にて第三者へ送信
- 2 登録ユーザは、第三者に送信した分配券の利用状態を確認することができます。
- 3 分配券を所持する第三者がチケットを使用しない場合、有効期間終了前かつ未使用に限り、当該分配券を購入した登録ユーザは回収することができ、回収したチケットは改めて第三者に分配することができます。
- 4 分配を受けた第三者について第 10 条の規定に準じた初回登録を行わなければならないません。
- 5 前各項の規定によりチケットの分配を受けた第三者は、分配元の登録ユーザがスルッと QRto のサービス利用契約を解除され、または退会した場合は、分配を受けたチケットを使用することができません。

(再発行)

第 29 条 当社がスルッと QRtto または外部システムで発売した商品は、情報端末の紛失、盗難または機能不良等、理由のいかんにかかわらず再発行は行わないものとします。

(乗車変更)

第 30 条 使用区間が指定されたチケットを所持する登録ユーザの乗車変更の取扱いには、当社がその都度定めるものとします。

(無効となる場合)

第 31 条 チケットは、次の各号に該当する場合には、無効とします。

- (1) 旅行開始後のチケットを他人から譲り受けて使用したとき
- (2) 係員の承諾を得ないで対応端末機等による改札を受けずに乗車したとき
- (3) その使用方法に基づかず使用したとき
- (4) 偽造、変造または不正に作成されたチケットを使用したとき
- (5) その他不正乗車の手段として使用したとき

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第 32 条 前条第 1 項の規定によりチケットを無効とした場合は、旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃とを併せて収受します。

2 前項の規定により旅客運賃および増運賃を収受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客営業規則第 121 条の規定を準用して計算します。

- (1) 第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、旅客が係員の承諾を得ないで対応端末機による改札を受けずに乗車したため、当該旅客の乗車駅が判明しない場合
- (2) 第 20 条第 3 項の規定にかかわらず、登録ユーザと同行者が異なる列車に乗車したため、同行者の乗車駅が判明しない場合
- (3) チケットを使用して入場した後、情報端末を紛失、盗難または不具合等により 2 次元バーコードを所定の仕様に従って適切に表示できなくなったため、当該旅客の乗車駅が判明しない場合
- (4) 前回利用時の出場情報がないチケットの取扱いには、別に定めるところによります。

(同一駅で出場する場合の取扱い)

第 33 条 登録ユーザは、チケットで入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を現金で支払い、当該チケットの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

2 登録ユーザは、チケットを使用して入場した後、乗車しないで

同一駅で出場する場合は、その駅の入場料金を現金で支払い、当該チケットの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

- 3 前各項の規定は、乗降フリー区間のあるチケットの場合、当該チケットに表示された有効期間内かつ乗降フリーの有効区間内で入出場するときは適用しないものとします。

(列車運行不能または遅延によりチケットが不要となった場合の取扱方)

- 第 34 条** 登録ユーザは、旅客営業規則第 135 条第 1 項第 1 号または同項第 2 号に掲げる事由が発生したため、当該事由発生前に購入したチケットが不要となった場合は、払いもどしを請求することができます。
- 2 前項の規定によりチケットの払いもどしを請求する場合は、当該チケットを購入した登録ユーザ自身が係員に申し出る必要があります。
 - 3 前項の規定によるチケットの払いもどしは、購入単位で 1 回のみ行うことができる。第 16 条の規定により複数の同じチケットを一括で購入した場合は、分配、使用の状態にかかわらず、購入した登録ユーザが指定したチケットについて、同時に払いもどしを行います。
 - 4 前項の規定により払いもどしが完了した場合、株式会社スルッと KANSAI から電子メールにより通知するものとします。この場合、登録ユーザは当該通知を受領したものとみなします。
 - 5 前項の規定による払いもどしを行った場合、購入時に使用したクレジットカードの登録口座へ返金するものとします。
 - 6 外部システムで発売された、チケットにおける列車の運行不能の場合の払いもどしの取扱いは、当該外部システムが定めるところによります。

(列車運行不能または遅延の場合における旅客の取扱方)

- 第 35 条** 登録ユーザは、対応端末機等による改札を受けた後、列車が運行不能または列車が着駅到着時刻に 2 時間以上遅延となった場合の取扱いは、IC 証票乗車券取扱規則第 25 条に準じます。

